

入札説明書

一宮市立小中学校警備業務委託に係る平成31年4月16日付け一宮市告示第156号に基づく一般競争入札を次のとおり実施する。

なお、入札等については、関係法令及び一宮市契約規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 委託内容

(1) 委託案件の名称

一宮市立小中学校警備業務委託

詳細は「一宮市立小中学校警備業務委託仕様書」で示すとおり。

(2) 委託案件の仕様等

「一宮市立小中学校警備業務委託仕様書」で示す仕様とする。

(3) 業務期間

契約の日から令和11年3月31日まで

2. 競争入札参加資格の確認等の申出

(1) 入札に参加しようとする者はア・イ・ウに記載の書類を提出し、競争入札参加資格の確認をうけること。

ア 競争入札参加申出書及び資格確認申請書（様式1）（以下「確認申請書」という。）

イ 実績の確認のできる書類（契約書（写）等）

ウ 別添1（旧一宮市防犯警報システム 機器リスト）別添2（旧一宮市防犯警報システムセンサー 配置図）貸与申込書（様式2）

なお、競争入札参加資格の確認に必要な確認申請書等の記載内容について説明を求められた場合は、これに応ずること。

(2) 提出期間及び提出場所

(1)に記載の書類を次の期間内に持参により、指定の提出場所に提出すること。

平成31年4月16日（火）午前10時から

平成31年4月24日（水）午後5時まで

提出場所

一宮市教育文化部総務課 施設管理グループ

一宮市本町2丁目5番6号（郵便番号491-8501）

電話（0586）85-7071

(3) 期限までに確認申請書及び関係書類を提出していない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできない。

(4) 提出書類に関する注意事項

ア 提出書類の作成に要する費用は申請者の負担とする。

イ 提出された書類は申請者に返却しない。また、原則として公表せず無断で使用することはしないものとする。

ウ 一宮市が指示した場合を除き、提出期間後における書類の差替え及び追加提出は認めないものとする。

(5) 競争入札参加資格の確認結果の通知方法

確認申請書を提出した者に対して、令和元年5月7日（火）までに競争入札参加資格の有無を書面により通知する。

なお、競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができるものとする。

説明を求めるときは、令和元年5月8日（水）までに一宮市教育文化部総務課施設管理グループにその旨を記した書類を持参しなければならない。

理由は、令和元年5月13日（月）までに書面で回答するものとする。

(6) 別添1及び別添2については、競争入札参加申請資格の確認等の確認後、参加資格を有するものに貸与する。

3. 入札説明書に対する質問及び回答

(1) 入札説明書に対する質問は、次の期間内に電子メールにより提出すること。

平成31年4月16日（火）午前10時から

平成31年4月24日（水）午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、令和元年5月7日（火）午後4時30分までに一宮市公式ウェブサイトにて一括して行うものとする。

4. 入札期間及び開札の日時等

(1) 入札・開札の日時及び場所

令和元年7月1日（月） 午後3時00分

一宮市役所本庁舎4階403会議室

(2) 入札の執行回数

3回を限度とする。

1回目の開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは再度入札をするものとする。なお、1回目の入札に参加しなかった者又は1回目の入札で無効な入札をした者は再度入札に参加することができない。

(様式1)

平成 年 月 日

競争入札参加申出書及び資格確認申請書

(あて先) 一宮市長

住 所

商号又は名称

代 表 者

⑩

下記案件に係る入札に参加したく、申し出しますので、競争入札参加資格を確認してください。
なお、地方自治法施行令第167条の4に該当するものでないことを誓約し、提出した書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案件名 一宮市立小中学校警備業務委託

添付書類

- ・実績の確認できる書類 (契約書(写)等)

〈担当者・連絡先〉

担当部署

担当者名

電話番号

電子メール

年 月 日

(あて先) 教育文化部総務課長

所在地

会社名

役職・氏名

一宮市立小中学校警備業務委託別添 1・2 の貸与申込書

平成 31 年 4 月 16 日付けで告示がありました「一宮市立小中学校警備業務委託」に係る別添 1・2 の資料について、貸与を申し込みます。

なお、貸与に当たっては、下記の通り誓約致します。

第 1 (利用の目的)

- 1 当社は、本事業への応募の検討(以下「本目的」という)のためにのみ本資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために本資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の誓約事項と同一の守秘義務等の履行を一宮市に対して誓約した場合に限り、本目的を達するために必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者に対し、本資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

第 2 (秘密の保持)

当社は、開示を受けた本資料を秘密として保持するものとし、前項に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第 3 (期間)

前項までに定める秘密の保持は、当社が一宮市と事業契約の締結に至らなかった場合であっても、存続するものとします。

第 4 (本資料の返還)

受領したデータの原版(CD-R)は、一宮市の定める返却方法に従い、令和元年 7 月 1 日(月)までに、一宮市教育文化部総務課に返還します。